

様式第3号（第4条関係）

個人情報ファイル簿（NO. 5）

1 個人情報ファイルの名称	食事療養差額支給申請書ファイル	
2 実施機関の名称	茨城県後期高齢者医療広域連合	
3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	給付課	
4 個人情報ファイルの利用目的	食事療養差額の支給申請を受け付けるため。	
5 記録項目	1 被保険者氏名、2 被保険者生年月日、3 被保険者番号、4 個人番号、5 振込先金融機関の口座情報、6 減額認定証の内容、7 診療を受けた医療機関等の所在地、診療を受けた医療機関等、入院日数、入院に際して受けた食事療養に対し支払った額（標準負担額）、減額認定証の交付申請又は提出ができなかった理由、発病又は負傷の理由、8 申請者氏名、住所、連絡先	
6 記録範囲	食事療養費支給申請書	
7 記録情報の収集方法	被保険者が市町村窓口にて申請手続を行い、市町村より申請書が送付される。	
8 要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	
9 記録情報の経常的提供先	茨城県国民健康保険団体連合会	
10 開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 茨城県後期高齢者医療広域連合 (所在地) 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオス1階	
11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12 個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電子処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
15 行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
19 備考	

注 この表で「法」とは個人情報の保護に関する法律を、「政令」とは個人情報の保護に関する法律施行令をいう。